平成21年度 定期監査結果(指摘事項)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査対象 危機管理監

危機管理室

3 監査実施期間 平成21年7月31日 4 監査結果報告 平成21年11月9日

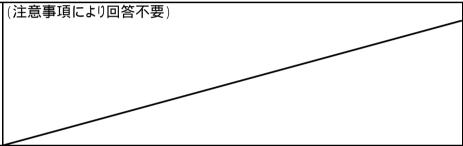
監査の結果(指摘事項)

措置(具体的内容)·対応状況

【危機管理室】

(1)支出事務について

総合防災訓練の総合司会のアナウンサーや防災大学開校式における基調 講演講師に係る経費を委託料で支出しているが、地方財務実務提要(地方自 治制度研究会編)では、会社等に所属する者で当該会社を通じて職員の派遣 を依頼する場合は、「講師に対しては謝礼として報償費で、また、斡旋料など諸 経費については役務費から別個に支出することが適当である」とされているの で、今後、会計管理室とも協議して適正な支出科目で支出するよう注意するこ と。【注意事項】



平成21年度 定期監査結果(所見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 定期監査及び行政監査

2 監査対象 危機管理監

危機管理室

3 監査実施期間 平成21年7月31日 4 監査結果報告 平成21年11月9日

監査の結果(所見)

措置(具体的内容)·対応状況

【危機管理室】

【危機管理室】	
(1)時間外勤務の縮減について 時間外勤務について、年々減少傾向にはあるが、依然として月平均時間外 勤務が30時間を超えるとともに、年間時間外勤務が500時間を超える職員も 見受けられた。職員の健康管理の面から、業務の効率化、省力化を図り、時間 外勤務の縮減に向けた取り組みに努めること。【努力要望事項】	【継続努力】 平成22年 5月 7日 平成17年度から引き続き、都市整備部、商工農水部、上下水道局の防 災対策課兼務職員が注意報発令時の災害対応体制に従事することにより、夜間休日における時間外勤務の削減に努めているほか、気象情報から 被害予測を行い合理的な体制で災害対応を行えるように努めています。 また、平成22年度からは時間外勤務の原因の一つである自主防災組織 に対する補助申請制度を見直し、事務処理等の効率化を図った。今後も、 業務内容や方法の見直しに努めます。
(2)予算の流用について 予算の執行について、多くの流用が見受けられた。予算の流用は、予算執 行上、やむを得ない場合に限り限定的に認められるものであるので、今後は計 画的かつ効果的な予算執行に心がけ、流用は必要最小限に止めるよう努力す ること。【努力要望事項】	
(3)業務委託契約について 自家用電気工作物保安管理業務委託を一者単独随意契約で行っている が、平成21年2月20日付け調達契約課長の通知では、業者選定は原則とし て競争入札で行うこととなっている。経済性、競争性の観点から一層のコスト意 識を持ち、適正な執行に努めること。【努力要望事項】	【 検討中 】 平成22年 5月 7日 防災倉庫の自家用電気工作物保安管理業務委託については、災害時 の防災拠点となりうる施設の点検業務であり、その為、有事の際に対応でき るよう複数の事業者が協会員となっている中部電気保安協会と一者単独随 意契約を行っています。有事の際の対応とコスト意識を持って執行します。
(4)現金等の管理について 警報等発令時の待機職員用として大量の駐車券を保有しており、紛失等の 事故につながる危険がある。また、予算の効率的な執行の観点からも、使用見 込みを勘案して計画的に購入するなど、保有数量は必要最小限に止め、適正 な管理に努めること。【努力要望事項】	【 継続努力】 平成22年 5月 7日 当室で保有している駐車券については、警報発令時などの災害対応を行 う職員の利用を目的としているため、一定数量を保有していたが、今後は 計画的に購入していきます。なお、保管については鍵のかかる保管庫に収 納すると共に、危機管理室の入口も施錠し、紛失のないよう努めています。

(5)防災倉庫・水防倉庫の維持管理について

ア 各地区に設置されている防災倉庫・水防倉庫の日常点検や備蓄品の品質 保全等については、各地区自治会等に業務委託しているが、市においても定 |期的に備蓄品と台帳を照合するなど、引き続き、防災倉庫・水防倉庫を適正に|している。今後も各地区自治会からの点検結果を基に、備蓄品と台帳を照合 点検・確認する体制を検討すること。

また、防災倉庫・水防倉庫は既製品の海上コンテナを加工して使用しているた |め、 構造上、 扉が固く開閉が極めて困難な状態になっている。 女性や子供でも|もあるため、 今後は施工業者と相談し、 少しでも改善できるよう検討していきま 容易に開閉できる構造に改良するなど、緊急時の防災活動の障害とならない よう、鍵の管理も含めて、常に良好な状態を保持する体制を検討すること。【検 討事項】

イ 委託料で設置されたコンテナ型の防災備蓄倉庫については、重要物品や 工作物として台帳管理がなされていないが、取得や処分等保管状況を明確に するため、重要物品に準じて台帳管理を行うことを検討すること。【検討事項】

(6)自主防災隊等に対する指揮命令について

現在、本市の市民防災組織は、消防本部の所管する市民防災隊と危機管理 室の所管する自主防災隊の二重体制となっている。加えて、消防団もあり、全 体として指揮命令系統が不明確となっている。消防本部とも協議して、地区の 防災組織のあり方、指揮命令系統のあり方について早急に検討すること。【検 討事項】

【検討中 】 平成22年 5月 7日

各地区に設置されている防災倉庫・水防倉庫の日常点検などについては、 事務の効率化と共助による防災活動の観点から各地区自治会等に業務委託 するとともに、現場の確認も行っていきます。

また、現在の防災倉庫・水防倉庫については、構造上、扉の開閉が固いもの

平成22年 5月 7日

現在、水防倉庫については、委託金額が100万円以下の為、完成後の倉 庫について備品登録は行っていますが、重要物品として登録していませ ん。今後は、管財課とも協議し、登録について検討していきます。

【 検討中 】 平成22年 5月 7日

現在、消防本部消防救急課において、市民防災隊のあり方について検 |討している。自主防災組織との関連もあることから、地区の防災組織のあり |方について現在、消防本部と調整中であり、平成22年度中に一定の方向| 性を出していく予定であります。